

令和元年度第 17 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 1 月 2 9 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 7 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 2 年 1 月 2 9 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 6 1 号議案 (仮称) 給食センター (元横山) 新築工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 6 2 号議案 (仮称) 給食センター (元横山) 新築給排水衛生設備その他工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 6 3 号議案 (仮称) 給食センター (元横山) 新築空調換気設備その他工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 4 第 6 4 号議案 令和元年度 (2 0 1 9 年度) 2 月補正予算の調製依頼について
 - 第 5 第 6 5 号議案 八王子市公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 6 第 6 6 号議案 市費支弁による八王子市立学校事務職員等に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 7 第 6 7 号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 8 第 6 8 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 9 第 6 9 号議案 統括校長を置くことができる学校の基準の一部を改正する訓令設定について
 - 第 1 0 第 7 0 号議案 主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準を設定する訓令の一部を改正する訓令設定について
 - 第 1 1 第 7 1 号議案 八王子市立学校における司書教諭の設置等に関する

基準の一部を改正する訓令設定について

- 第12 第72号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定について
- 第13 第73号議案 八王子市教育委員会職員の標準的な職に関する規程を設定する訓令について
- 第14 第74号議案 八王子市教育委員会職員の標準職務遂行能力に関する規程を設定する訓令について
- 第15 第75号議案 いずみの森義務教育学校への学校運営協議会設置について

4 協議事項

- ・卒業式及び入学式の「お祝いのことば」について
(教育総務課・指導課)
- ・市立川口中学校区における学校再編について (学校教育政策課)

5 報告事項

- ・第3次八王子市教育振興基本計画(素案)パブリックコメントの実施結果について (学校教育政策課)
- ・「令和元年度 第3回 調べる学習コンクール」の実施結果について (指導課)
- ・市立小・中学校における事故等への対応状況について (指導課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一

教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学 校 複 合 施 設 整 備 課 長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大 日 向 由 紀 子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	小 山 等
歴 史 文 化 構 想 担 当 課 長	平 塚 裕 之
生 涯 学 習 政 策 課 長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ど も 科 学 館 長	遠 藤 譲 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇
生 涯 学 習 セ ン タ ー 図 書 館 長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	中 村 東 洋 治
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 査	峰 尾 晃 彦
学 校 教 育 政 策 課 主 査	三 枝 信 博
指 導 課 主 査	天 野 真 美
指 導 課 指 導 主 事	上 野 仁 弥
教 職 員 課 主 査	尾 下 友 里 子
教 育 総 務 課 主 事	小 山 ち は る
教 育 総 務 課 主 事	池 上 光

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の出席は5名でありますので、委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第17回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、笠原麻里委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第61号議案ないし第64号議案及び協議事項「市立川口中学校区における学校再編について」はいまだ意思形成過程のため、また、報告事項「市立小・中学校における事故等への対応状況について」は審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第5、第65号議案 八王子市立公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定について、ないし日程第12、第72号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定については相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について、教育総務課から説明願います。

渡邊教育総務課長 第65号議案 八王子市公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定についてから第72号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定については、本市初の義務教育学校となる、いずみの森義務教育学校を新たに令和2年4月1日より設置することに伴い、条文に義務教育学校を併記するなど、関連する市教委規則及び訓令の改正についてお諮りをするものです。

詳細を長井主査より説明いたします。

長井教育総務課主査 それでは、御説明させていただきます。お手元の第65号議案

から第72号議案までの議案文書の資料一式のうち、一番うしろの議案関連資料を御覧ください。

1、改正の理由ですが、小中一貫校である現在のいずみの森小中学校を構成する第六小学校及び第三中学校を廃止し、令和2年4月1日より本市初の義務教育学校として、八王子市立いずみの森義務教育学校を新たに設置することから、関連する八王子市教育委員会規則及び八王子市教育委員会訓令の一部について改正するものでございます。

次に、2、改正する規則等ですが、対象となる規則等は全部で8つあり、教育委員会規則は八王子市公立学校非常勤職員規則、市費支弁による八王子市立学校事務職員等に関する規則、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則、八王子市立学校の管理運営に関する規則の4つで、教育委員会訓令は統括校長を置くことができる学校の基準、主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準を設定する訓令、八王子市立学校における司書教諭の設置等に関する基準、八王子市立学校教職員服務規程の4つです。

次に、3、主な改正の内容です。規則等の条文に八王子市立小学校または八王子市立中学校と記載している場合、義務教育学校を併記いたします。例として、改正前の規則等に八王子市立小学校及び八王子市立中学校と記載している場合は、改正後の条文は八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校と表記します。この場合、改正前の各規則等の条文に八王子市公立学校や八王子市立学校と表記している場合は、市の医療保健部で所管する市立看護専門学校がこれらに含まれる等の誤解を避けるため、市教育委員会所管の学校全体を対象とする場合については、八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校とするように表記の統一を図っております。

また、学校教育法で義務教育学校の就業年限9年のうち、小学校の課程に相当する前期6年を前期課程、中学校の課程に相当する後期3年を後期課程と区分しております。そのため、規則等において小学校6年間に相当する場合は義務教育学校の前期課程を、中学校3年間に相当する場合は義務教育学校の後期課程を併記いたします。なお、規則等の条文上、世間一般的な小学校、中学校を規定しているものは義務教育学校も含まれるものとして改正を行わず、読み替えることにより対応することといたします。

各規則等の個別の改正部分については、資料の1枚目の第65号議案から第72

号議案文書までの改正後、改正前の対照表のとおりです。対照表には改正により変更する該当部分を抜粋し、その左側の改正後の内容を、右側に改正前の内容を表示しております。ゴシック体の下線表記の部分が改正箇所となります。今回改正する規則等のうち一部については、現在の運用に合わせた見直しが必要な部分についてあわせて規定整理を行っております。改正対象となる規則等のうち、他の理由により追加で改正があるものについては、後日開催予定の定例会で別途まとめて準備させていただく予定です。

教育委員会の付議対象とならない教育委員会教育長訓令及び特に重要なものを除く要綱等で改正を要するものは、別途各教育委員会教育長訓令や要綱等を管轄する各所管で所要の改正手続を行います。

最後に改正する各規則の施行期日は、いずみの森義務教育学校の設置の日である令和2年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教育総務課から説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

私のほうから1点。第67号議案の規則名なんですけれども、ここは改正後に八王子市立学校の指定に関する規則となっていて、第1条のところ、以下市立学校というふう書いてあるんですけど、先ほど看護学校の話がありましたよね。改正前が市立学校及び中学校になっているんで、素直に考えたら八王子市立小学校及び中学校、義務教育学校の指定に関する規則って、そういうふうになるのかななんて思ったんですが、そこら辺は大丈夫ですか。

長井教育総務課主査 先ほど教育長からお話ありましたように、第1条のほうで改めて就学すべき八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下市立学校という）の指定並びに云々と表記しております、そちらを題名である市立学校というふう、ここで規定するところなので問題ないということになります。

安間教育長 題名が先に見えるわけだけど、第1条で規定しているから、その題名を応用するという解釈で大丈夫なんですね。

長井教育総務課主査 はい。

安間教育長 分かりました。

他に御質疑はございませんか。

それでは、各案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見もないようでございますのでお諮りをいたします。

只今、議題となっております第65号議案ないし第72号議案までについては提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第65号議案ないし第72号議案までについては、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 次に、日程第13、第73号議案 八王子市教育委員会職員の標準的な職に関する規程を設定する訓令について及び日程第14、第74号議案 八王子市教育委員会職員の標準職務遂行能力に関する規程を設定する訓令については相互に関連いたしますので一括議題に供します。

各案について教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは第73号議案 八王子市教育委員会職員の標準的な職に関する規程を設定する訓令について、第74号議案 八王子市教育委員会職員の標準職務遂行能力に関する規程を設定する訓令につきまして、担当の尾下主査から説明いたします。

尾下教職員課主査 それでは御説明いたします。第73号、第74号議案関連資料を御覧ください。

まず設定の理由についてです。平成31年4月に新たな職種（生活環境職）を設置したことから、市長部局において「標準的な職」及び「標準職務遂行能力」の規定のあり方について見直しが行われました。その結果「人事評価の手引き」により一体的に定めております「標準的な職」及び「職務遂行能力」を令和2年4月より新たに規程を設定して、別に定めるとの整理が行われました。

当該規程については、議案関連資料裏面参考の地方公務員法の規定にあるとおり、任命権者ごとに定める必要がございますため、教育委員会においても市長部局で定めた規程に準じた内容の規程を設定するものでございます。

次に、規定の内容について御説明いたします。標準的な職を定めた規程については第73号議案 八王子市教育委員会職員の標準的な職に関する規程を設定する訓令についての第2条の表を御覧ください。表左欄、職務の種類及び中欄職制上の段階の区分に応じ、右欄に掲げるものが標準的な職となります。左の欄、職務の種類とは、八王子市教育委員会職員の職名に関する規則の別表に規定する職務でございます。1には一般行政職の職務が、2には技能労務職の職務が該当します。中欄、職制上の段階とは、八王子市教育委員会事務職庶務規則で定める役職及び八王子市教育委員会職員の職名に関する規則で定める職層名でございます。

次に、標準職務遂行能力を定めた規程でございますが、第74号議案 八王子市教育委員会職員の標準職務遂行能力に関する規程の第2条の表を御覧ください。

今、御説明しました八王子市教育委員会職員の標準的な職に関する規程を定める標準的な職の区分に応じて、右欄のとおり定めるものでございます。標準職務遂行能力は、職員の人事評価において見極めるものでございます。施行は令和2年4月1日の予定でございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、各案に関する御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

お諮りをいたします。只今、議題となっております第73号議案及び第74号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第73号議案及び第74号議案については、そのように決定することにしたしました。

安間教育長 日程第15、第75号議案 いずみの森義務教育学校への学校運営協議会設置についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

渡邊教育総務課長 第75号議案 いずみの森義務教育学校への学校運営協議会の設置について御説明させていただきます。詳細は、担当の峰尾主査より御説明いたします。

峰尾教育総務課主査 いずみの森義務教育学校への学校運営協議会設置について御説明いたします。

本件は、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、小中一貫校のいずみの森小中学校、第六小学校、第三中学校の学校運営協議会を廃止し、令和2年4月1日からいずみの森義務教育学校として引き継ぎ、学校運営協議会を設置するものでございます。令和2年1月現在、市内小学校70校、中学校38校、計108校で103の学校運営協議会を設置しておりますが、いずみの森義務教育学校への設置に伴い、令和2年4月1日時点では1校減の107校、103協議会となります。委員構成は校長、保護者、地域住民、保育園園長、学校コーディネーターとなっており、地域の担当者も交えた構成となっております。学校運営協議会は学校運営の方針等について協議、決定などを行う決裁機関となり、学習支援や地域活動等のボランティア活動等を進めていく担当に分け、それぞれの取組を進めていく予定となっております。

説明については以上でございます。

安間教育長 只今、教育総務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

いずみの森小中学校につきましては、教育課程が、これまでの小学校や中学校と異なる部分があるのではないかというふうに思いますし、学校経営のあり方自体が当然、特色ある教育活動を行うということになるわけで、そういう意味で、これまでのいわゆる小学校、あるいは中学校と少し異なるのではないかなというふうに思います。学校運営協議会というのは色々な側面があるかと思えますけども、究極の目的は校長の学校経営を支援すると、ある意味では学校の校長のガバナンス機能だということだと思えますので、例えば、委員構成のところにも今、こういったメンバーがあるんですけども、例えば学識経験者とか、そういった人を置くとか、そういうような予定はあるのかどうかというのを、お伺いしたいと思います。

渡邊教育総務課長　いずみの森の義務教育学校設置に向けて、現在も小中一貫校として合同の学運協の開催を進めておりますが、私どもとしても、その協議会で出た御意見に注視をしているところでございますけれども、規則上、地域住民や保護者、学識経験者、校長とはなっておりますが、今のところ、これまでどおりの人選です。いわゆる義務教育学校になると、どうなるのかという、いわゆる見識も含めて検討をしているところでありますので、このような体制でスタートして大丈夫だと認識しております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

1点、補足説明してください。107校だけど103の学校運営協議会という、その辺の仕組みを説明してください。

峰尾教育総務課主査　今の件につきましては、館小中学校、加住小中学校、みなみ野小中学校、高尾山学園につきましては小中一貫校と位置付けをしまして、1つの協議会で進めております。そのため4協議会少なくなっている状況でございます。

安間教育長　小中一貫校は、もう一体型ですっと学校でやっている。だからこのいずみの森小中学校も1つの協議会ということですよ。

峰尾教育総務課主査　はい。

安間教育長　今後は、義務教育学校でも、そのまま1つにしますよと。そういう

ことですね。

峰尾教育総務課主査 はい。

安間教育長 他に御質疑はございませんか、よろしゅうございますか。

そしたら御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 先ほどの質問と関連しますけれども、やはり、学校運営に関して色々な知見を持っている学識経験者のような方を、地域住民とは少し違いますけれども、外部人材のような形になるのかどうか分かりませんが、本市初めての義務教育学校ということであるならば、そういったアドバイザーのような形の人を入れてやっていくというようなことも今後、これは、これでいいと思いますけれども、そういった視野を入れて、次の義務教育学校を作るようなことがあるのかどうか、そういった時の参考になるようなものをつくっていくと。八王子市は全ての学校に学運協が設置されていますけれども、さらに新たな段階に入っていく学運協を模索していただければということで、特にいずみの森を皮切りに、学運協のあり方を考えていくということも必要ではないかなというふうに思っております。

安間教育長 貴重な御意見だと思います。今も学識経験者を入れている学運協というのはあるわけですが、今回、今、伊東委員のお話があったように、意図的に、そういう方に入っていただいて、地域と関わりなく、それで色々な経験なり知見を持った方が次の義務教育学校だとか、そういったところにも関わっていただけるような人を今からお願いしておくというのは、1つ検証に値する御意見だろうと思いますから、事務局で検討してみてください。

他に御意見ございませんか。

柴田委員 いずみの森義務教育学校では、コミュニティスペースをあらかじめ設定しているというところが大きな特色であって、学校を核とした地域づくりを展開しようとするような取組に直結するものだと思っています。このコミュニティスペースの活用について、しっかりいずみの森義務教育学校で進めていただいて、今、コミュニティハウスという名称であったり、コミュニティスペースであったりしますけれども、こういったところが求められるようになってま

いりましたので、例えば他市でも、こういった取組をやっていますので、そういうところも研究していきながら、この地域独自の取組が生まれていったらいいなというふうに思っております。

安間教育長 御意見参考にして、事務を進めてください。

他に御意見等はございますか、よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようでございますのでお諮りをいたします。只今、議題となっております第75号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第75号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続きまして、協議事項となります。

卒業式及び入学式のお祝いの言葉についてを議題に供します。

本件について教育総務課及び指導課から説明をお願いします。

渡邊教育総務課長 卒業式及び入学式の「お祝いの言葉」について御説明をさせていただきます。

まず、指導課のほうからお祝いの言葉について御説明する前に、教育総務課から式典の日程等につきまして御説明を申し上げます。詳細につきましては、担当の長井主査より御説明申し上げます。

長井教育総務課主査 それでは、資料3の式典の日程を御覧ください。

まず卒業式についてです。中学校の卒業式につきましては3月19日（木）となります。なお、高尾山学園につきましては3月18日（水）に小中合同で実施いたします。小学校につきましては3月24日（火）となります。また3月24日の午後は教育委員会定例会を開催する予定となっております。

次に、入学式についてです。小学校の入学式につきましては4月6日（月）、中学校は翌日の4月7日（火）となっております。高尾山学園につきましては入学式は実施いたしません。また加住小中学校の入学式につきましては4月7日

(火)の午前中に小学校、中学校合同で実施いたします。本市初の義務教育学校であるいずみの森義務教育学校の入学式は4月7日(火)の午後の開催を予定しております。

式典では市長、教育長、教育委員、さらに教育委員会を含め市役所のほぼ全ての部課長に出席をお願いし、教育委員会からのメッセージを伝えていただくこととなります。

私からの説明は以上でございます。お祝いの言葉の内容等につきましては、上野統括指導主事から御説明いたします。

上野指導課指導主事 それでは御説明させていただきます。協議事項資料を御覧ください。

趣旨につきましては、教育委員会として児童・生徒の卒業、入学を祝い、新たな生活に向けた心構えなど、児童・生徒ほか関係者へ向けて祝辞を述べるため、その内容について協議するものです。卒業式の祝辞は小学校、中学校、高尾山学園、第五中学校夜間学級、いずみの森小中学校、第六小学校及び第三中学校用。入学式の祝辞は、小学校、中学校、加住小中学校、いずみの森義務教育学校用の計10種類を案文として裏面よりお示しさせていただいております。

卒業式の言葉の内容につきましては、新たな旅立ちに向けての心構えを伝えるためにブランドメッセージ「あなたのみちをあるけるまち。八王子」を使い、八王子で育ったこと、卒業する学校で学んで成長した自分に自信や誇りを持って自分の選んだ道を信じてあるいて行ってほしいという思いを内容としております。また、令和最初の卒業生であることを伝えております。

高尾山学園につきましては、小学部、中学部の卒業生に向けたお祝いを入れて作成いたしました。

第五中学校夜間学級につきましては、夜間学級での生活はさまざまな人々の支えがあったこと、そして今後も自分のスタイルやペースで自己実現をしていってほしいと伝えるようにしております。

第六小学校及び第三中学校につきましては、いずみの森義務教育学校の開校にあたり、それぞれの学校の最後の卒業生になること、そのことに誇りを持ってほ

しいことを伝えるようにしております。

令和2年度入学式に向けては、学校生活の過ごし方に触れ、心配なことや悩みがあれば身近な人に相談してほしいことを新入生に向けて伝える内容としております。また八王子のいえいく、はちおうじっ子の未来を育む4つの合い言葉を具体的に紹介し、家庭で大切にしてほしいこと、学校と家庭、地域が一体となって子どもたちを育てていくことを伝えるようにいたしました。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に触れ、小学生にはスポーツの楽しさや世界の国々について学ぶ機会、中学生には世界の国々や人々のことを知り、ともに生きる共生共助の社会を築く機会にしていることを伝えるようにいたしました。

加住小中学校につきましては、小中一貫校としての教育、いずみの森義務教育学校につきましては9年間にわたる切れ目のない教育の意義について入れております。

最後に、お祝いの言葉の策定にあたり、令和元年の台風19号やノーベル賞を受賞された吉野氏のことを触れることも検討いたしました。台風19号については過去2年災害のことについて触れていたこと、ノーベル賞等については学校長の式辞において述べられる可能性があることを考慮し、今回は市としての大きな事業であるブランドメッセージをテーマにし、案文を作成したところでございます。

説明は以上となります。御協議をお願いいたします。

安間教育長 説明は終わりました。それでは協議に入る前に、まず御質問ございますか。

それでは、後で質問も入っても結構でございますから、協議に入りたいと思います。それでは本件についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

川島委員 きれいにまとめてもらってありがとうございます。挨拶の長さの問題があろうかと思って、ちょっと文章が難しいと思うんですけど、まず卒業式のほうで、「さて、皆さんは、「令和」という時代の最初の卒業生です。」の前のと

ころです。八王子のブランドメッセージを説明されて、誰もがそれぞれの幸せを見つけて歩いて行ける。そんな八王子の魅力と可能性を表していますの後に、だからこうなってほしいという何か結論というか、「表しています。」で終わっちゃっていて、そのブランドをただ説明するだけで、こういうブランドを掲げたんだから、こういうふうにしてもらいたいなというのが一言あっても良いのかなって思いました。

あと、その次も、「皆さん、令和という時代の最初の卒業生です。これからの時代を担う皆さんは」この一文だけがぶつ切れのような気がしちゃっていて、そういう時代だからこそというか、何か、これから社会の変革のスピードが速い時代になってくるといいたいのがちょっと一言あってから、そういう未来を作るといふ文があったほうが、聞くほうはすっと入ってくるのかなという気がいたしました。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。

笠原委員 分かりやすくまとめていただいていると思います。読み下しの時の印象なんですけども、例えば、中学校卒業式のところ、みんな同じか分からないんですけど、この標語ですね、「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」を、当時2年生だった皆さんも投票してくれましたよね」って、「よ」が入っちゃうと、私としては言いづらい感じがあって、「してくれましたね」って男の先生が読まれる時に、またちょっと違うのかもしれませんが、「よ」は、私は、ちょっと入ると強く感じるなと思ったので、すみません、そんな細かいところですが、御検討いただければと思います。

安間教育長 ありがとうございます。他にございましょうか。

よろしゅうございますか。

川島委員からのお話は、ブランドメッセージはこうで、この中で色々な経験をして自分を磨いてくださいって、こういけばつながるんじゃないですかね、今の話。笠原委員の話の「よ」は取ってください。

私から。川島委員と同じ感じの違和感なんですけど、入学式のほうが、オリンピック・パラリンピックの話が物すごく唐突に見える。例えば、小学校の入学式、まさに1年生ですから、「毎日安心して元気に学校へ来てくださいね。そして、お家の人に学校であった事をたくさんお話ししてくださいね」と続いて、「さらに、今年は2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開かれます。それぞれの国を代表する選手が」とあって、なんかここは唐突な気がします。入学式のほうは、この「さらに」の2行を下にもって行って、保護者に向けて6段目かな、「お子様とともに過ごす時間を大切にしてください。今年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。恐らく一生に一度の経験だと思いますから、このことについてもお家でいっぱい話をしてください」というふうにつなげたほうがいいんじゃないかな、小学生は。

今度は中学生の場合には、「多摩ニュータウン通りの一部を駆け抜けます」だけと言うんだと、ちょっと。むしろ、これ、全員観戦をさせますって言えるんですか。

齊藤指導担当部長　　まだ調整中のところもございます。当日の天候等によっては、全員が行けない可能性もゼロとは言えないです。

安間教育長　　これ何も多摩ニュータウン通りの一部をとるところ、これは保護者とか地域の方々に言うのは分かるけど、子どもたちに対しては、「一生に一度の機会ですから、色々なことをこの機会に学んでくださいね。」という話のほうがよくないんじゃないんですか。

そんな意見を述べさせていただきました。検討してみてください。

他に触発されて何か御意見がある方、よろしゅうございますか。

川島委員　　しつこくてごめんなさい。中学校の入学式なんですけど、4つの合い言葉ありますよね、八王子市の、「一緒に遊ぼう 学ぼう、みんなで話そう 伝えよう、一緒に食べるとおいしいね。」これ中学校の入学式で伝えるには、ちょっと幼いような気がするんですけど、文言ってどうなのかな。4つの合い言葉が、この言葉ということはよく分かるんですけど、これをパチッとした言葉にするのは、やっぱりまずいということなんですかね。

安間教育長　なるほど、中学生のほうは見守りシートやっていますよ。だから、ちゃんとお子さんの様子を一緒に見ていきましょうねという話のほうが良いのかもしれないですね。そういうことですよ。

川島委員　これは小学生の入学式には良いかなと思うんですけど。

安間教育長　おっしゃるとおりですね。じゃあ、それも検討してみてください。よろしゅうございますか。
それでは以上の協議を踏まえて事務を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○安間教育長　続いて、報告事項となります。

学校教育政策課から報告願います。

橋本学校教育政策課長　それでは、第3次八王子市教育振興基本計画（素案）パブリックコメントの実施結果について御報告いたします。本件につきましては、令和元年11月27日に開催した教育委員会第14回定例会において第3次計画（素案）について協議させていただきました。これを踏まえ、修正した素案をもとにパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果について御報告させていただくものでございます。詳細につきましては、担当の三枝主査から御説明いたします。

三枝学校教育政策課主査　それでは御説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

まず1、実施概要でございます。パブリックコメントの募集期間でございますが、令和元年12月15日から令和2年1月15日の1カ月間実施をいたしました。御意見を提出できる方や計画の閲覧場所、提出方法は、資料に記載しているとおりでございます。

次に2、意見の概要です。まず（1）意見の提出者数でございますが、53名の方から御提出をいただきました。そのうち26名が小学生からの提出となっております。

次に（2）提出方法の内訳でございますが、郵送が8名、FAXが4名、電

子メールが14名、窓口が27名となっております。

次に(3)意見の件数でございますが、231件の御意見をいただきました。

次に(4)意見の概要と市教育委員会の考え方でございます。1枚資料をめくっていただき別紙を御覧いただきたいと思っております。市民の皆様からいただいた御意見と、その意見に対する教育委員会の考え方をまとめてございます。

意見の分類についてでございますが、まず第1編の総論、第2編各論の第1章はちおうじっ子の「生きる力」の育成、第2章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、第3章 いくつになっても共に学び続けられる生涯学習環境の充実、そしてその他、こちらの5つの項目で分類をしております。

主な意見や市教育委員会の考え方についてでございますが、まず第1編 総論でございます。基本理念について御意見をいただきました。意見番号1番、基本理念の説明の部分で、「大人も子どもも、障害のあるなしに関わらず」とありますが、「障害」のほかにも「貧困」ですとか「ジェンダー」など、多様な切り口があるので、表現の工夫が必要との御意見をいただいております。

教育委員会といたしましては、基本理念の説明にございます「全てのひとが、自分らしい「みち」を見つけ」には、いただいた御意見の趣旨を含んでいますが、基本理念の意図と異なるように捉えられてしまわないように御意見の内容を踏まえ、文章の表現を修正していきたいと考えております。

次に、第2編 各論の第1章はちおうじっ子の「生きる力」の育成についての主な御意見でございますが、15番、基礎学力の定着のためには、小学校の低学年のうちから自分の学力や学びに対する意欲をもたせることが重要との御意見について、基礎学力の定着のため、小学校に入学した子どもが幼稚園等での学びを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのスタートカリキュラムを実施していくとしております。

次に20番、「いじめ防止」ではなく「いじめ予防」に取り組んでほしい。このことについてはいじめの抑止のため、小学校6年生を対象にSNSの適切な使い方の周知や情報機器会社によるメディアリテラシー教育を実施するとともに、中学校2年生を対象にソーシャルスキルトレーニングを実施するなどの取組を強

化するとしております。

次に、４４番、義務教育の段階で性教育を実施し、正しい知識や情報を習得させることが重要などの意見をいただいております。教育委員会といたしましては、性教育については東京都教育委員会が発行する「性教育の手引」に基づいて実施するとともに、赤ちゃんふれあい事業を全中学校で実施をしています。今後も生徒の実態に応じて指導していくことから、御意見の内容を踏まえ、計画に性教育を追記していきたいと考えております。

最後に６４番、義務教育学校「いずみの森小中学校」における教科担任制を試行することや、成功した施策は全体に展開することについて明記する必要があるとの御意見について、教科担任制に期待される効果や実施後の成果等について報告をしていくことから、こちらも御意見の内容を踏まえ、計画を修正していきたいと考えております。

次に第２章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上についての御意見でございます。

７７番、教員の資質能力の向上において、教員のコミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーチング能力の向上が鍵。「児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出すための研修」が必要との御意見につきましては、対話的な学びでは、学ぶ目的を子どもたちにしっかり示すガイドライン的な取組が必要であり、この視点を踏まえた研修を実施していくとしております。

次に８２番、地域運営学校の効果として、地域の方との交流は児童にとっても良い効果が出ていると感じる。もっと垣根を低くして、より良い物にできたら良い。この意見については学校運営協議会の設置により、地域に開かれた学校が実現をしています。より一層の学校運営の充実を図るため、学校及び学校運営協議会への指導・支援を行うとともに、地域運営学校の活動について保護者や地域住民に理解してもらい、多くの方が活動に参加できるよう努めてまいりますとしております。

こちら最後に１８０番、教諭の業務が多過ぎる。プリントの作成など雑務を担う要員がいれば教員の負担軽減につながるとの御意見につきまして教育委員会と

いたしましては、教員が授業や教材研究などに専念できる環境を整備するため、教材の準備や印刷などを行うスクールサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減に取り組んでいくとしております。

次に第3章 いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実についてでございます。

主な御意見といたしまして187番、自宅では集中して学習できない人や学生同士の総合学習ができる場が増えると良いとの御意見につきましては、既存の生涯学習施設や図書館などの有効活用によるフリースペースなどの学習の場を拡充していくとしております。

次に188番、自由に自主的に学ぶ大人になるためには子どものころからの環境が重要。子どもたちや市民が求める学びについて、いつでも対応できる対応を作してほしいとの御意見をいただいております。教育委員会としましては、子どもたちにさまざまな体験活動の機会を提供し、体験活動を通して多世代が交流し体験を共有できる機会を提供するとともに、さまざまな施設で各種講座を行い、市民への学習の機会を提供していくとしております。

最後でございますが、その他の意見でございますと、ランドセルや体操着に関することなど幾つか御意見をいただいております。このほか、子どもたちからいただいた意見として主なものといたしましては、トイレを洋式にしてほしい、校舎にエレベーターをつけてほしい、水道から温水が出るようにしてほしい、屋内プールにしてほしいなどがございました。

主な意見や市教育委員会の考え方については以上でございます。御意見を踏まえ、一部修正や追記箇所はございますが、計画案への大きな変更はございません。いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきたいと考えております。

最後に、資料に記載はございませんが、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。まずパブリックコメントについては、提出された意見と、それに対する市教育委員会の考え方を公表することとなっておりますので、本日以降、速やかにホームページで公表したいと考えております。

また、本日の夜及び2月19日に開催いたします策定検討会においてパブリッ

クコメントの実施結果や第3次計画の最終案について御意見等をいただき、計画冊子の編集作業をした上で、令和2年2月27日に開催する教育定例会において計画の最終決定について議案を上程する予定でございます。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

それでは本件について御質疑、または御意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。新しい教育振興基本計画にたくさんのパブリックコメントいただいたということは本当にありがたいことだなというふうに感じておりました、その御意見に対して教育委員会の考え方をホームページ等で公表するというところでございますけれども、であるならば、やはり正確に答えていく必要があるんじゃないかということで、幾つか気になっているところ、物すごい数ですから、全部言う時間がないんですが、例えば、8番の30人学級に関するところ、これは、結構重要なところで、これ文科省の基準だけじゃなくて都でも、小2とか中1については学級規模を縮小しているというようなこともあります。それから、ただ単に学級規模を少なくすれば良いってもんじゃないくて、必要に応じた習熟度別少人数化対応をしているというようなことなんか少し入れていただけるとありがたいかな、なんていうふうに思いました。

それから、11番のアクティブラーニングの分は、小・中学校の数校でアクティブラーニング推進校を実施して、この成果を広めていきますというのは、他の学校はできないのかみたいな感じになっちゃうので、こういったこともやっているとともに、各学校においても新しい学習指導要領の実施に向けて着実に準備を進めていますというようなこととか、20番のいじめ防止なんかについても、小6だけでやっているだけじゃなくて、もちろん施策としては小6で、そういったものをやっていますけども、全学年でやっているわけで、幾つか、そういったところ、もう一回きちんと見直して、正確に正しく適切な御回答をしていただけたら良いんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

安間教育長 他に御意見ございませんか。

笠原委員 私も回答の仕方でちょっと気になっている部分がありまして、色々な部分、ところどころに各学校で対応していますとか、各学校で工夫していますとか、ランドセルにいたっては学校と相談してくださいになっているんですけど、それって多分、個人からすると、学校に言ってもらちが明かないというようなことだったりとか、目の前で先生に相談しても校長先生が「うん」と言わないとか、そういうことも現実にはあるんじゃないかと思うんです。教育委員会として、どう考えているのかという指針をここに出すのが、この回答ではないかと思うので、教育委員会としては、それはオーケーだとか、やっぱりそれは先生と相談してくれとか、そういうようなことがあることが私は必要なのではないかなと、ちょっと市民目線だと、そう見えるんですが、いかがですか。

野村統括指導主事 確かにおっしゃられるとおりで、教育委員会というところはあるんですが、ランドセルなどの判断については、基本的に学校でという形になっているので、教育委員会としてどこまでできるかというところは再度、検討させていただいて、例えば、今のランドセルの話ですが、示せることについては、ある程度示すという方向で、書きぶりも、なんか学校に丸投げみたいなような形に受けとめられると、やっぱりよろしくないと思いますので、そこはもう一度見直させていただきます。ありがとうございます。

安間教育長 他に御意見ございませんか。

柴田委員 第3章の生涯学習の分野について一言意見させていただきたいんですが、例えば192番のコーディネーター、ファシリテーターの育成を急ぐという御意見があります。これは本当に私も大切な、生涯学習を進行していく上で大切な要素だと思っています。そこで回答として、生涯学習コーディネーター養成講座を開講しているということだけではなくって、その講座で養成されたファシリテーターの方をどういうふうに現場に繋いでいるのかという取組のところまでを市の教育委員会の考え方として示していただいて、より子どもの成長や市民も含めた教育全体の発展というところに取り組んでいるというような

書き方で回答していただきたいなというふうに思っています。

安間教育長 ありがとうございます。他に御意見ございませんか。

川島委員 ちょっと教えてください。意見の提出者53名、うち小学生が26名、ちなみに中学生からの提案はあったのでしょうか。

三枝学校教育政策課主査 中学生からのコメントというのは、特に確認はできておりません。

川島委員 大人の意見の中にまざっちゃっているという可能性があるということでしょうか。

三枝学校教育政策課主査 おっしゃるとおりでございます。

設楽学校教育部長 今回のパブコメについては、年齢を特に書いていただくところがなかったものですから、小学生の場合は、ある小学校の取組として、まとめて意見を出していただいたという経緯がありまして、そこだけ小学生からの人数がカウントできたという経緯がございます。

川島委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

私のほうから。小学生から意見を聞くのは良いことなのかなというふうに思っていますので、そういう取組をちょっと考えてみてください。とっても良いことだと思います。また、子どもたちのランドセがル重いので何とかしてくださいよなんて、そういうような生の声を聞いて、こうですよって優しく指導することということというのは非常に大事なことだろうと思います。

ただ、今、総じて御意見を聞いていく中で一番根本的な問題なんですけど、この回答する時のスタンス、これは教育振興基本計画に対するパブリックコメントなんです。どうも揺れ動いてしまっていて、この教育振興基本計画についての意見なんだから、それに対してどう答えるかという軸がぶれていると、先ほどの話のように、日常感じていることにまともに答えていくと、これ全部に対して丁寧に答えなきゃならなくなるはずですよ。そこをもう一回、根本的に何に対する意見に、どういう立場で答えるのかということをもう一回精査をしてやってもらいたい。あくまでも今回は、八王子市が定める第3次の教育振

興基本計画、これに関してどうですかと。だから、先ほどの子どもの意見を聞くのは良いというふうに申しあげましたが、子どもにそんなことを言ってもかわいそうですよね、そんな切り分けは子どもにできない。だから別な機会があったほうが良いんじゃないかというふうに私、申しあげたんです。これはスタンスとして、この教育振興基本計画に載せるものとしてどうなのかという、これ全部もう一回、そういう感じになっているかどうか見直してください。

ただ、こういう意見があるんだということは当然、我々事務局として知っておかなきゃいけないんで、それに対する回答は前から、もうお話ししているけれども、先ほどの伊東先生が例に挙げたものが一番分かりやすいんだけど、SNSの教育をやっていますか、小6で今度から始めますって、自分たちが今やるようとしていることをどうしても言いたくなっちゃうから言うんだろうけど、そうではない。だってSNSの教育は教育課程で、情報リテラシーでやっているんでしょう。まず、そういう大局的な目を見て、特にという発想で説明していくという、その辺のスタンスを事務局のほうも覚えていただいて、そういうふうに対応してもらいたい。あくまでも、このパブリックコメントに関しては、例えば、公開する時に注意書きをして、今回は教育振興基本計画に関する御意見をいただいたんで、その視点から御回答いたしますよというただし書きを書いて回答するというような形で、一回精査をしてみてください。今度の政策会議で、ぜひ、そこで話をして、そういう意味で、どうなのかというような協議をしてもらえば良いと思います。

よろしゅうございますか。

それでは報告として承らせていただきます。

色々な意見が出ましたので、ぜひ参考にして事務を進めてください。

○安間教育長 続いて、指導課から報告願います。

大日向指導課長 「令和元年度 第3回 調べる学習コンクール」の実施結果について御報告いたします。詳細につきましては、担当の天野主査から御報告いたします。

天野指導課主査　それではお配りしております資料に沿って御説明いたします。

まず、報告趣旨でございますが、公益財団法人図書館振興財団による「図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール）」の審査結果が令和2年1月9日にあり、それを受けて報告するものです。

次に、報告内容についてでございますが、事業目的は市制100周年の契機に開始した本コンクールを公益財団法人図書館振興財団が開催する「図書館を使って調べる学習コンクール（全国コンクール）」の「地域コンクール」に位置づけて実施することにより、児童・生徒が身近な疑問や不思議なことに興味を持ち、調べる「探究学習」の振興と、学校図書館及び公共図書館利活用の一層の促進を図ることでございます。

作品の募集期間は令和元年9月1日から30日の1カ月とし、小学生232作品、中学生116作品、合計348作品が集まりました。審査は小・中学校教員による第一次審査を経て大学教授等による検討会で審査し、各賞を決定いたしました。

コンクール受賞者といたしまして、市長賞1名、教育長賞1名、そのほか優秀賞2作品、優良賞2作品、裏にまいりまして奨励賞20作品を決定いたしました。記念品等といたしまして、応募者全員に教育委員会から下敷きA4版と財団からのクリアファイルA4版を受賞者には賞状をお渡しいたしました。

第23回図書館を使った調べる学習コンクールの審査結果でございますが、参加作品数の2%に当たる作品を推薦できることから、上位6作品を推薦したところ、全作品佳作に入選いたしました。

今後も調べる学習コンクールは新学習指導要領の主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングにつながる探究学習への振興と学校図書館、公共図書館の利活用の一層の促進のために継続して実施してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

安間教育長　只今、指導課からの報告は終わりました。

本件について御質疑、御意見等はありませんか。

伊東委員　御説明ありがとうございました。これは、例えば、応募作品の中で小

学校が25校で中学校4校という、そういう応募の状況ですけれども、どういう形で調べる学習コンクールというものに対する募集をかけたのかをちょっと教えていただけますか。

天野指導課主査　　まず、小・中学校の校長会等でコンクールについて実施のアナウンスを行いました。また、学校にはコンクールの案内チラシを配布いたしました。学校司書にも積極的に参加を呼びかけるように依頼いたしました。また、保護者向けの子どもと一緒に楽しんでいただくための講演会も、中央図書館と連携いたしまして実施いたしました。あと司書教諭を対象に教員、実際に子どもを指導する立場からの教員研修として、図書館を会場として研修を夏季に実施いたしました。

このような形でございます。

伊東委員　　ありがとうございました。そういった、かなり大々的に募集をかけて、それで結果的に、この学校の数だったということに関して言えば、ちょっと少ないんじゃないかなということで、先ほどの御説明の中で新学習指導要領の中で、そういった探究的な学習というものが非常に重視されているというようなお話をされていたということは、教育委員会として、そういったことが重要だからという認識のもとに学校教育の中で、このコンクールを活用していくということであれば、もう少し募集が多くなるような取組をして、こういったものを1つの契機として、八王子の公立小・中学校の中で、そういった探究的な学習をもっともっと推進していく1つのツールとして役に立てていただけるような、積極的な取組をさらに続けていただけるとありがたいかなというふうに思いました。

安間教育長　　ありがとうございます。

他に御質疑、御意見等はございますか。

笠原委員　　今の伊東委員のお話しにつながることもなんですけれども、内容を見ると面白くて仕方がなくて、全部見てみたいなって本当に心から思うんですけれども、受賞された方の学校名が非常に偏っていて、場合によっては学年も同じというようなことが見てとれるので、恐らく指導された先生とか、こういうこ

とにリードをしてくださったどなたかがいらっしゃるんじゃないかと思うんです。その意味では今、伊東委員がおっしゃったように、これを進めていくために、そういううまくリードされている先生方のノウハウとか、こういうふうにすると、子どもたちのこういう力が引き出せるとか、そんなことも、もし教えていただけるのであれば、役に立つことなのかなと思って見ておりました。

安間教育長 ありがとうございます。

柴田委員 募集期間について伺いたいんですけれども、9月1日から30日というふうに設定されているのは、例えば夏休み中の自由研究の成果をこちらのコンクールに出してほしいというような意図があるのでしょうか。

天野指導課主査 夏休みの課題として出していただくというところも考えておりました。応募期間を夏休み明けということで設定しております。

柴田委員 ありがとうございました。だとしましたら、こういう自由研究って夏休みの時間をたっぷり使って、自分の不思議だと思ふようなことを子どもたちが徹底的に探究するいい機会になると思いますので、テーマ設定のお手伝いなどを例えば学校司書さんが積極的にやるとか、そういった取組と一体化させて、ぜひ、こういった課題解決型の探究学習というものを盛んにしていっていただけたらなというふうに思います。

安間教育長 他によろしゅうございますか。

それではさまざまな御意見がありましたので、参考にして事業改善を進めてください。今回は報告として承らせていただきます。

以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

安間教育長 それではここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々の御退席をお願いしたいと思います。

再開は45分とさせていただきます。

【午前10時35分休憩】